

(五四)

100

第三節 処分

附方

ければならない。

受けて、附添人となることができ
る。

(呼出、同行)

第十一條 家庭裁判所は、事件の調査に必要があると認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を発することが出来る。

2 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を発することが出来る。

(緊急の場合の同行)

第十二條 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前條第二項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発することが出来る。

(同行状の執行)

第十三條 同行状は、少年保護司が、これを執行する。

2 家庭裁判所は、警察官、警察吏員、観察官又は保護委員をして、同行状を執行させることができる。

(証人尋問・鑑定・通訳・翻訳)

第十四條 家庭裁判所は、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることが出来る。

2 刑事訴訟法(昭和二十三年法律

第三号)中、裁判所の行方証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、前項の場合に、これを準用する。

(検証、押収、搜索)

第十五條 家庭裁判所は、検証、押収又は搜索をすることが出来る。

2 刑事訴訟法中、裁判所の行方検証、押収及び搜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り

り、前項の場合に、これを準用する。

(援助、協力)

第十六條 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、警察吏員、観察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員に対して、必要な援助をさせることが出来る。

2 家庭裁判所は、その職務を行うに於いて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることが出来る。

(保護の措置)

第十七條 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる保護の措置をとることが出来る。

一 少年保護司の保護に付すること。

二 少年保護所に送致すること。

2 同行された少年については、保護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内、これを行わなければならない。檢察官又は司法警察官から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

3 第一項第二号の措置において

は、少年保護所に收容する期間は、二週間を超えてはできない。特に継続の必要があるときは、一回に限り、決定をもつて、これを更新することが出来る。但し、檢察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、收容の期間は、これを更新することはできない。

4 裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

5 裁判官が第四十三條第一項の請求により、第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

6 保護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することが出来る。但し、第一項第二号の措置については、收容の期間は、通じて四週間を超えてはできない。

(児童福祉法の措置)

第十八條 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府縣、知事又は児童相談所長に送致しなければならない。但し、都道府縣知事又は児童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

(審判を開始しない旨の決定)

第十九條 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するの相当でないとして、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。

(檢察官への送致)

第二十條 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に送致する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。但し、送致のとき十六歳に満たない少年の事件については、これを檢察官に送致することはできない。

(審判開始の決定)

第二十一條 家庭裁判所は、調査の結果、審判を開始するのが相当であると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(審判の方法)

第二十二條 審判は、懇切を旨として、なごやかに、これを行わなければならない。

(審判開始後保護処分を付しない場合)

第二十三條 家庭裁判所は、審判の結果、第十八條又は第二十條にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

2 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(保護処分の決定)

第二十四條 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

一 二十四歳に満たない少年については、これを児童相談所に送致すること。

二 満十四歳以上の少年については、次の処分を行うこと。

(イ) 地方少年保護委員会の觀察に付すること。

(ロ) 児童相談所に送致すること。

(ハ) 教護院又は養護施設に送致すること。

(ニ) 少年院に送致すること。

(少年保護司の觀察)

第二十五條 家庭裁判所は、前條第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもつて、相当の期間、少年保護司の觀察に付することが出来る。

2 家庭裁判所は、前項の觀察とあわせて、次に掲げる措置をとることが出来る。

一 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

二 條件を附けて保護者に引き渡すこと。

三 適當な施設、団体又は個人に輔導を委託すること。

(決定の執行)

第二十六條 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定をしたときは、少年保護司、警察官、警察吏員、觀察官、保護委員、児童福祉司又は児童委員をして

て、その決定を執行させることができる。

2 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を發することができ、

3 家庭裁判所は、正当の理由がなく前項の呼出に應じない者に対して、同行状を發することができ、

4 第十三條の規定は、前項の同行状に、これを準用する。

(競合する処分調整)

第二十七條 保護処分継続中、本人に対して有罪判決が確定したときは、保護処分をした家庭裁判所は、相当と認めるときは、その保護処分を取り消すことができる。

2 保護処分の継続中、本人に対して新たな保護処分がなされたときは、新たな保護処分をした家庭裁判所は、前の保護処分をした家庭裁判所の意見を聞いて、いずれかの保護処分を取消すことができる。

(報告と意見の提出)

第二十八條 家庭裁判所は、第二十四條又は第二十五條の決定をした場合において、施設、團體、個人、地方少年保護委員会、児童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。

(委託費用の支給)

第二十九條 家庭裁判所は、第二十五條第二項第三号の措置として、適當な施設、團體又は個人に輔導を委託したときは、その者に対し

て、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができ、

(証人等の費用)

第三十條 証人、鑑定人、翻譯及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

2 参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができる。

3 参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。

(費用の徴収)

第三十一條 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻譯人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料その他の費用並びに少年輔導所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百八條の規定を準用する。

第三節 抗告

(抗告)

第三十二條 保護処分決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分若し、不当を理由とするときに限り、少年、その法定代理人又は附添人から、二週間以内に、抗告をすることができ、但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることはできない。

(抗告審の裁判)

第三十三條 抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、抗告を棄却しなければならない。

2 抗告が理由のあるときは、原決定を取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない。

(執行の停止)

第三十四條 抗告は、執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所又は抗告裁判所は、決定をもつて、執行を停止することができる。

(再抗告)

第三十五條 抗告を棄却した決定に対しては、憲法に違反し、若しくは憲法の解釈に誤があること又は最高裁判所若しくは控訴裁判所である。高等裁判所の判例と相反する判断をしたことを理由とする場合に限り、少年、その法定代理人又は附添人から、最高裁判所に対し、二週間以内に、特に抗告をすることができ、但し、附添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告することはできない。

2 第三十四條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(その他の事項)

第三十六條 この法律で定めるものの外、保護事件に関して必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第三章 成人の刑事事件

(公訴の提起)

第三十七條 次に掲げる成人の事件

については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の罪

二 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の罪

三 労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)第五十六條又は少年についての第六十四條に関する第六十八條の罪、第六十條

第二項若しくは第三項、少年についての第六十二條又は第六十三條(第三項を除く)、第七十二條に関する第六十九條第一号の罪、第五十七條から第五十九條まで、少年についての第六十八條に関する第二十條第一号

の罪(これらの罪に関する第二百一十一條の規定による事業主の罪を含む)。

四 児童福祉法第六十條の罪

2 前項に掲げる罪その他の罪が刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四條第一項に規定する関係にある事件については、前項に掲げる罪の刑をもつて処断すべきときに限り、前項の規定を適用する。

(事件の通告)

第三十八條 家庭裁判所は、少年に対する保護事件の調査又は審判により、前條に掲げる事件を発見したときは、これを檢察官又は司法警察員に通知しなければならない。

(地方裁判所への移送)

第三十九條 家庭裁判所は第三十七條に掲げる事件については、禁錮以上の刑を科するのを相当と認め

るときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四章 少年の刑事事件

第一節 通則

(準拠法例)

第四十條 少年の刑事事件については、この法律で定めるものの外、一般の例による。

第二節 手続

(司法警察員の送致)

第四十一條 司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思考するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならぬ。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思考するときは、同様である。

(檢察官の送致)

第四十二條 檢察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思考するときは、第四十五條第五号本文に規定する場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しなければならぬ。犯罪の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思考するときは、同様である。

(勾留に代わる措置)

第四十三條 檢察官は、少年の被疑事件においては、裁判官に対して、勾留の請求を請求することができ、但し、第十七條第一項第一号の措置は、家庭裁判所の裁判官に対して、これを請求しなければならない。

ならない。

2 前項の請求を受けた裁判官は、第十七條第一項の措置に関して、家庭裁判所と同一の権限を有する。

3 検察官は、少年の被疑事件においては、やむを得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾留を請求することはできない。

(勾留に代わる措置の効力)

第四十四條 裁判官が前條第一項の請求に基づいて第十七條第一項第一号の措置をとつた場合において、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官に対して、その措置の取消を請求しなければならない。

2 裁判官が前條第一項の請求に基づいて第十七條第一項第二号の措置をとるときは、令狀を發してこれをしてなければならない。

3 前項の措置の効力は、その請求をした日から十日とする。

(検察官へ送致後の取扱)

第四十五條 家庭裁判所が、第二十条の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

一 第十七條第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないとときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。

二 前号の措置の継続中、勾留狀が発せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。

三 第一号の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引き続きその効力を有する。

四 第十七條第一項第二号の措置は、これを勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から、これを起算する。この場合において、その事件が先に勾留狀の発せられた事件であるときは、この期間は、これを延長することはできない。

五 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足る犯罪の嫌疑があると認料するときは、公訴を提起しなければならない。但し、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足る犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情狀等に影響を及ぼすべき新たな事情を發見したため、訴追を相当でないと認料するときは、この限りでない。送致後の情況により訴追を相当でないと認料するときは、同様である。

六 弁護士である附添人は、これを弁護人とみなす。

(保護処分の効力)

第四十六條 罪を犯した少年に対して第二十四條第一項の保護処分(第二号)の保護処分を除くがなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

(時効の停止)

第四十七條 第八條第一項前段の場合においては、第二十一條の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十一條の決定又は送致の後、本人が満二十歳に達した事件についても、これを適用する。

(勾留)

第四十八條 勾留狀は、やむを得ない場合でなければ、少年に対して、これを発することはできない。

2 少年を勾留する場合には、少年觀護所にこれを拘禁することができ。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前項の規定によることができる。

(取扱の分離)

第四十九條 少年の被疑者又は被告人は、他の被疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接触を避けなければならない。

2 少年に対する被告事件は、他の被告事件と関連する場合にも、審理に妨げない限り、その手続を分離しなければならない。

3 拘留監において、少年を成人と分離して收容しなければならない。

(審理の方針)

第五十條 少年に対する刑事事件の審理は、第九條の趣旨に従つて、これを行わなければならない。

第三節 処分

(死刑と無期刑の緩和)

第五十一條 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは無期刑を科し、無期刑をもつて処断すべきときは、十年以上十五年以下において、懲役又は禁錮を科する。

(不定期刑)

第五十二條 少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範圍内において、長期と短期を定め、これを言い渡す。但し、短期が五年を超える刑をもつて、処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

2 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を超えることはできない。

3 刑の執行猶予の言渡をする場合には、前二項の規定は、これを適用しない。

(少年觀護所收容中の日数)

第五十三條 第十七條第一項第二号の措置がとられた場合においては、少年觀護所に收容中の日数は、これを未決勾留の日数とみなす。

(換刑処分の禁止)

第五十四條 少年に対しては、勞役場留置の言渡をしない。

(家庭裁判所への移送)

第五十五條 裁判所は、事実審理の結果、少年の被告人を保護処分にするのが相当であると認めるときは、決定をもつて、事件を家庭裁判所に移送しなければならない。

(懲役又は禁錮の執行)

第五十六條 懲役又は禁錮の言渡を受けた少年に対しては、特に設けた監獄又は監獄内の特に分界を設けた場所において、その刑を執行する。

2 本人が満二十歳に達した後でも満二十六歳に達するまでは、前項の規定による執行を継続することができる。

(刑の執行と保護処分)

第五十七條 保護処分の継続中、懲役、禁錮又は拘留の刑が確定したときは、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定してその執行前保護処分がなされたときも、同様である。

(仮出獄)

第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

一 無期刑については七年

二 第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年

三 第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の

(仮出獄期間の終了)

第五十九條 少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないで十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

2 少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処

分を取り消されないで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十二條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

(人の資格に関する法令の適用)
第六十條 少年のとき犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終り、又は執行の免除を受けた者は、人の資格に関する法令の適用については、將來に向つて刑の言渡を受けなかつたものとみなす。

2 少年のとき犯した罪について刑に処せられた者で刑の執行猶予の言渡を受けた者は、その執行期間中、刑の執行を受け終つたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 前項の場合において、刑の執行猶予の言渡を取り消されたときは、人の資格に関する法令の適用については、その取り消されたとき、刑の言渡があつたものとみなす。

第五章 雜則

(記事等の掲載の禁止)
第六十一條 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができような記事又は写真等新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

附則

(施行期日)
第六十二條 この法律は、昭和二十

四年一月一日から、これを施行する。

(経過規定)
第六十三條 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の少年法をいい、「旧法」とは、従前の少年法(大正十一年法律第四十二号)をいう。

旧法第三十七條
第一項第一号から第四号までの処分
第二項の処分
4 旧法第四條第一項第五号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は

旧法第四條
第一項第五号(保護團體に委託する保護処分を除く)及び第九号の保護処分
第十項第五号中保護團體に委託する保護処分及び第六号の保護処分
第一項第七号の保護処分
第一項第八号の保護処分

5 前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

第六十四條 この法律施行前言渡を受けた刑においては、第五十八條及び第五十九條の適用については、「第五十一條」及び「第五十二條第一項及び第二項」とあるのは、それぞれ、「旧法第七條第一項及び旧法第八條第一項及び第二項」と読み替へるものとする。

第六十五條 この法律施行前、十六歳に満たないで刑法第二百條の罪以外の罪を犯した者に対しては、

2 この法律施行の際少年裁判所に係属中の事件は、これを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3 前項の場合において、旧法第三十七條の規定によりなされた処分は、次の例に従い、これを新法第三十七條の規定によりなされた措置とみなす。

新法第三十七條
第一項第一号の措置
第一項第二号の措置
第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

新法
第二十五條第一項及び第二項第三号
第二十四條第一項第二号(イ)
第二十四條第一項第二号(ハ)
第二十四條第一項第二号(ニ)

なお旧法第七條第一項の例による。刑法第二百條の罪を犯した者に対しては、第五十一條の規定を適用する。

第六十六條 旧法第四條の保護処分を受けた少年に対しては、旧法第六十三條の規定により刑事訴追をすることのできない事件について、刑事訴追をせし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

第六十七條 第六十條の規定は、この法律施行前、少年のとき犯した罪により、死刑又は無期刑に処せられ、減刑その他の事由で刑期を

満了し、又は刑の執行の免除を受けた者に対しては、これを適用する。

第六十八條 この法律施行後一年間、第二條第一項の規定にかかわらず、少年は、これを十八歳に満たない者とし、成人は、これを満十八歳以上の者とする。

2 前項の適用については、第四十五條第三号、第四十七條第二項、第四十八條第三項及び第五十六條第二項の「二十歳」とあるのは、これを「十八歳」と読み替へるものとする。

○岡咲政府委員 ただいま議題となりました裁判所職員に關する法律の一部を改正する法律案の、提案理由を御説明申し上げます。

本法律案におきましては、刑事補の定員を現在より五十五人増加し、司法研修所教官は現官一級一人、二級五人と定められていたのを、一級十人に改め、さらに裁判所事務官の定員を、現在より二級において四十八人、三級において二百四十一人、それ／＼増加しようとするものであります。

その理由は、最近地方裁判所における令狀關係事務の激増に伴い、その迅速、適切な処理をはかるためには、新たに判事補五十五人を増員すること、緊急やむを得ざることを認めた次第でありまして、また家事審判所における事務は繁忙を極めていたのであります。右事務の迅速、適正な処理をはかり、もつて一般の要望に副うためには、新たに裁判所事務官を二級において四十八人、三級において二百三十三人増員すること、やむを得ざる

必要と存するのであります。

次に裁判官及びその他の裁判所職員の研修制度の重要であることにつきましては、いまさら申し上げるまでもないこととありますが、司法研修所の重き使命を達成するためには、この際その機構の強化をはかることが適切かつ肝要でありまして、これがためには、

現在司法研修所教官は一級一人、二級五人とあるのを、一級教官十人に改め、なお三級の裁判所事務官五人を増員することは、これまた眞にやむを得ざる最少限度の必要と存するのであります。

何とぞ本法律案につきまして慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○井伊委員 佐藤政府委員。○佐藤政府委員 ただいま上程になりました少年法を改正する法律案の提案理由について、御説明申し上げます。

最近少年の犯罪が激増し、かつその質がますます悪化しつつあることは、すでに御承知のことと存じます。これは主として戦時中における教育の不十分と、戦後の社会的混乱によるものであります。新日本の建設に資するべき少年の重要性に鑑み、これを單なる一時的現象として看過することは許されないのであります。この際少年に対する刑事政策的見地から、構想を新たに少年法の全面的改正を企て、もつて少年の健全な育成を期しなればならないのであります。

今回の改正のおもな点は、第一に、少年に対する保護処分は裁判所がこれを行うようにしたこと、第二に、少年の年齢を二十歳に引上げたこと、第三に、少年に対して保護処分を科するかまた

は刑事処分を科するかを、裁判所自身
が判断するようにしたこと、第四に兒
童福祉法との関連に留意したこと、第
五に保護処分の内容を整理したこと、
第六に抗告を認めたこと、第七に少年
の福祉を害する成人の刑事事件に対す
る裁判権について、特別の措置を認め
たこと等であり、以下順次御説明
申し上げます。

第一は家庭裁判所の設置でありま
す。新憲法のもとにおいては、その人
権尊重の精神と、裁判所の特殊なる地
位に鑑み、自由を拘束するような強制
的処分は、原則として裁判所で行な
うべきであり、行政官廳たる少年
審判所が、矯正院送致その他の強制的
処分を行うことは、憲法の精神に違
反するものと言わなければなりません。
従つて少年審判所を裁判所に改
め、これを最高裁判所を頂点とする裁
判所組織の中に組み入れるのは当然の
ことであり、このことは法務廳
設置法制定の際、政府の方針として
すでに確定しておりました。
なお當時は少年裁判所の設置を予定し
ていたのでありますが、その後種々研
究をいたし、また関係方面の意向をも
参酌して、これを現在の家事審判所と
併せて、家庭裁判所とすることにいた
したのであります。これは少年の犯
罪、不良化が、家庭的原因に由来する
こと多く、少年事件と家事事件との間
に密接な関連が存することを考慮した
ためであります。そしてこの家庭裁
判所は、地方裁判所と同一レベルにあ
る独立の下級裁判官ということになつ
ておるのでありますが、この裁判所の
組織に関する点は、裁判所法の中に規

定されるところでありますから、詳し
いことは、裁判所法の改正法律を提案
する際に、御説明申し上げたいと存じ
ます。

第二は年齢引上げの点であります。
最近における犯罪の傾向を見ますと、
二十才ぐらゐまでの者に、特に増
加と悪質化が顯著であり、この
程度の年齢の者は、未だ心身の發育が
十分でなく、環境その他外部的条件の
影響を受けやすいことを示しておるの
であります。このことは彼等の犯罪
が深い悪性に根ざしたものでなく、
従つてこれに對して刑罰を科するより
は、むしろ保護処分によつてその教化
をはかる方が適切である場合の、きわ
めて多いことを意味しているわけであ
ります。政府はかかる点を考慮して、
この際思い切つて少年の年齢を二十歳
に引上げたのでありますが、この改正
はきわめて重要にして、かつ適切な措
置であると存じます。なお少年の年齢
を二十歳にまで引上げるとなると、少
年の事件が非常に増加する結果とな
りますので、裁判官の充員や少年觀護所
の増設等、人的物的機構の整備するま
で二年間、すなわち來年一ぱいは從來
の通り、十八歳を少年年齢とするよう
な暫定的措置が講ぜられておるのであ
ります。

第三は保護処分と刑事処分との關係
であります。現行少年法においては、
原則として檢察官が刑事処分を必要
として起訴し、起訴したものを少年審判
所にまわして、これに保護処分を加え
ておるのでありますが、今回の改正に
おいては、少年犯罪の特殊性に鑑み、
この關係を全然轉倒し、一切の少年の
犯罪事件は、警察または檢察廳から家
庭裁判所に送られ、家庭裁判所が訴追
を必要と認めるときは、これを檢察官
に送致するようにしたのであります。
しかもこの檢察官への送致は、十六歳
未満の少年については絶対に認められ
ません。そして送致を受けた檢察官
は、送致された事件について犯罪の嫌
疑があれば、原則としてこれを起訴し
なければならぬのであります。な
お、事件が家庭裁判所に送致されるま
での過程において、檢察官の手を離
るか、それとも警察から直接に送致さ
るか、それは、大体において、それが禁錮以
上の刑にあたる罪の事件であるかどう
かによるのであります。この点は今回
の改正中最も重要なものの一つであ
りまして、少年に對する刑事政策上、ま
さに圓期的な立法と申すべきでありま
す。

第四は、兒童福祉法との關係であり
ます。昨年兒童福祉法が制定公布さ
れ、これが今年の四月一日から全面的
に施行されることになりました。この
法律は、兒童の福祉に関する基本的法
律であります。この法律で行う福祉
の措置は、犯罪少年と虞犯少年には及
ばず、またそれが行政機關によつて行
われる結果、強制力を用いることがで
きないのは當然でありますから、これ
らの点については、家庭裁判所が関與
し、少年保護の各機關が相互に協力し
つつ、少年の福祉をはかり、その健全
な育成を期すというわけでありま
す。今回の改正では、この点につい
て、いろいろと意を用いているのであ
ります。

第五は、保護処分の内容であります。
從來少年審判所は、ある程度にお
いて保護処分の執行に關與するのであ
りますが、これが裁判所となつた以
上、むしろ決定機關として止まるべき
であり、執行の面に關與するのは適當
でないとの見地から、今回の改正にお
いては、決定と執行とを分離し、一度
裁判所が保護処分の決定をし、その
後の執行は全部執行機關に一任する
ことにしたのであります。その代り、
決定に慎重を期するため、從來輕い処
分として規定されていたものを、多少
内容を修正して、決定前の措置に切り
かえたのであります。さらに先述の兒
童福祉法との關係が、この保護処分の
内容としても考慮されており、また
いゆる環境調整に關する措置も講ぜら
れております。

なお、この保護処分の中に、地方少
年保護委員會に輔導を委託するとい
うのがありますが、これは別に提出する
予定になつております法律の中に出て
くる委員會のことでありまして、少年
法との關係においては、委託を受けた
少年について、主として觀察を掌るの
であります。

第六は、上訴の制度であります。現
行の少年法では、保護処分に対して
は、本來の不服申立の方法がないので
ありますが、今回は人權尊重の趣旨に
則り、特に高等裁判所に對して抗告を
認めたのであります。その抗告の理由
は、決定に影響を及ぼすべき法令の違
反、事実の重大な誤認、及び処分が著
しい不当の、三つに限られておるので
あります。これは改正刑事訴訟法案
における控訴の理由とにらみ合せて
規定したものであります。そして高等
裁判所においては、單に原決定の當否
を審査するだけで、必ずしも保護処分
の決定を行わず、原決定を不当と認め

るときは、事件を原裁判所にさしもど
し、または他の家庭裁判所に移送する
のであります。また連帶問題等を理由
として最高裁判所に再抗告をする途も
開かれております。

第七は、少年の福祉を害するよう
な成人の刑事事件で、家庭裁判所が取
扱うことでもあります。少年不良化の背後
には、成人の無理解や、不当な処遇が
ひそんでいて、このことがきわめて多いの
であります。このような成人の行爲が
犯罪を構成する場合には、その刑事事
件は、少年事件のエキスパートであ
り、また少年に理解のある家庭裁判所
がこれを取扱うのが適當であり、また
かかる成人の事件は、少年事件の取調
によつて發覺することが多く、証拠
關係も大体において共通でありますか
ら、この点から申しまして、この種
の事件は、家庭裁判所がこれを取扱う
のが便宜なのであります。なお家庭裁
判所は、これらの成人に對して禁錮以
上の刑を科することができず、禁錮以
上の刑を科すべきときは、これを地方
裁判所に移送するのでありますが、こ
れは本來少年事件を取扱うべき家庭裁
判所が、成人に對してあまり重い刑を
科することは適當でないとの趣旨によ
るものであります。

以上は改正の要点であります。な
おこのほかにも、たとえば十八歳未満
で罪を犯した少年に對しては、絶対に
死刑を科さないとか、その他重要な改
正が少くないのであります。そして、
この法律案は量的には必ずしも大法典
とは申せないものでありますが、少年不
良化の問題が、國家の切實な關心事と
なつております今日、この問題解決の
ため必要な幾多の根本的改正を含ん

いる点において、質的にはきわめて重要な法律であると申さねばなりませんが、何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを希望いたします。

○井伊委員 ちよつと速記を止めてください。

〔速記中止〕

○井伊委員 では速記を始めてください。

両案について爾後の審査は次回に譲ることいたします。

○井伊委員 次に民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は印紙税額引上げの單純な内容でありまして、別に問題の点はないと存じますが、御質疑のある方は、この際御発言を願います。

別にございませんか。それでは別に御質疑の向きもないようでございますが、簡單な事案はなるべく早く処理したいと存じますので、本案について質疑がなければ、ただちに討論に移りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井伊委員 御異議なしと認めまして、討論にはいります。右川金次郎君。

○石川委員 社会党所属委員を代表いたします。本案に賛成するの意を表明します。

○井伊委員 打出信行君。

○打出委員 民主党を代表いたします。本案に賛成いたします。

○井伊委員 松木弘君。

○松木委員 民主自由党を代表いたします。本案に賛成いたします。

○井伊委員 討論は終局いたしました。これより採決いたします。本案は原案通り決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○井伊委員 起立総員。よつて本案は全会一致をもって、原案の通り可決いたしました。

なお本案に対する委員会報告書の作成、並びに爾後の取扱は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井伊委員 御異議ないと認めます。それではさよう決します。

○井伊委員 次に刑事訴訟法を改正する法律案について、逐條審議の方針についてお諮りをいたしますと存じます。ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

午前十一時二十一分懇談会に入る

午前十一時三十三分懇談会を終る

午前十一時三十分休憩

○井伊委員 午後一時三十分開議

○井伊委員 午後一時三十分休憩

午後一時四十分開議

○井伊委員 休憩前に引き続き會議を開きます。刑事訴訟法を改正する法律案の質疑を続行します。

○明議委員 私はこの改正刑事訴訟法の法案について、大きな点を二、三お

伺いしてみたいのであります。

大体この刑事訴訟法の立て方からいえますと、現在の刑事訴訟法とは、大分異なつてゐるところが多いのであります。ましてこの根本的に改正されたような部門たといへば起訴のとき点におきまして、いろいろな改正に伴う費用を、どのくらい見積られておるのであるか、人力的費用が相当かかるのじやないかと思ふのであります。一應この点について伺ひたいです。

○木内政府委員 この点につきまして、いろいろ目下調査いたしておる次第であります。どのくらいというはつきりした数字を得るまでにまだ至っておりませんので、この点につきましては、來週早々お答えいたしたいと思ひます。それまでお待ちを願ひたいと思ひます。

○明議委員 そこで今の刑事事件の数からいまして、大阪の地方裁判所關係の檢察廳で取扱つてゐる事件が、一箇月約二万件と聞いておりますが、ほかのところも、それに相應したたくさんある事件があるのではないかと存じます。現在の制度ですら、まことに事件がたぐさんあつて、判檢事の人々には、非常に困つておられると思ふのであります。いゝゆる手不足、あるいは部屋不足、いろいろな方面において、非常にやりにくいのであります。今度これが改正されまして、どのくらい人員は増す御予定でありますか。それともこのままでやつていかれるおつもりでありますか。

○木内政府委員 御心配のように、これを實施する場合には、相當の人員あるいは設備等についても、十分考慮しなければならぬと思つておるわけでありまして、しかしながら、そのために實施期間を約六箇月おいてあるわけでありまして、その間にできるだけの、むろん欠員を補充する等いたしまして、あるいは設備等につきまして十分考慮をいたす考えであります。ただ大体どのくらいの人を増さなければならぬか、あるいはどの程度に設備を拡充しなければならぬかという、こまかい正確な点につきましては、これまた数字的なお検査並に裁判所側とも交渉してございまして、近く大体その見透しについて、その人数等も出ると思つておるんですが、とにかく私どもにおきましては、ちよつと刑事訴訟法應急措置法の實施の場合のときと同じように、あの際におきましても、ああいうような方法でやる、と、どうして現在の手不足等ではやれないというわけで、いろいろの意見が出たのであります。しかしながら、もつとも大事な、憲法の命する基

法の場合と同じように、とにかくこれを實施しなければならぬ段階にあるのであります。さらに、これを十分運用していただけるの確信をもつておる次第であります。

○明議委員 私の聴きましたところによりますと、今度の刑事訴訟法を改正いたしましたも、なか／＼これを實施されるのには、相當の日数が必要のみならず、人員も相當に増加しなければやつていけないという見透しのもとに、裁判所側のある人もこの意見を述べておられるのを聴いたのであります。なお東京に弁護士会が三つありますが、三つの弁護士会の連合会の當事者として聴いたわけではありせんけれども、三つの弁護士会の会長あたりの御意見を聴いたところによりまして、なか／＼これは、今すぐ實施するといふことは容易ではないから、もう一回先へ延ばしてやつてもらわなければ、十分に準備が整わないのではな

いか、近くその進言をするというより、なことを、実はきのう聴いたのであります。多分連合会長の名前をもつてか、あるいは弁護士会の名前をもつてか、この刑事訴訟法の實施方について、根本的問題もありすけれども、こ

ういう建て方になる場合には、かりにこれが通つても、延びるよりほかはないであらうといふことを言つておるようであります。六箇月先にこれを實施するだけの御自信があるものであります。それを承りたいと思ひます。

○木内政府委員 いろいろ御心配になつておる点につきましては、私も十々ごもつと存じますのであります。なお裁判所側におきましても、員数の点等において、一部にいろいろの議論も

の審理の資料にするわけであり、そして二百九十七條によりまして、それぞれ檢察官あるいは被告人弁護人の意見を聴いてそれではどういふ範圍で証拠調べをやり、どういふ順序方法で証拠調べをやつていくかといふことを、まずきめることになつて、そして審理を進めていくわけであり、それから、裁判所がかりに尋問をされる場合には、捜査記録がなくても困るようなことはないといふ建前になつてゐるわけであり、

これを知ることができないのは、どういふものかという御趣旨の御質問のようには思いましたが、公判廷へ証拠を出すには、非常な制限がありまして、檢察官の聴取書は、從來のごとく全部法廷へ提出することはできないのであります。従つて検事の手もとに、どういふ聴取書なり、あるいは証拠物があるかということ、全部被告人側が知る必要もないわけでありまして、検事の手もとには調べたものが全部ある。弁護人の方は被告人に聴けばわかるが、しかし空手で法廷へ臨むのでは、非常に公平の原則に反するのではないかといふ御質問の点につきましては、当事者訴訟主義は、原則として公判以後の問題であります。捜査につきましては、検事の方はさような事件については、何ら白紙で知らないわけでありまして、それを言葉は悪いかもしれないが、暗に模索をやつて、検事はいろいろ資料を集めるわけでありまして、ところが弁護人の方、被告人の方は、その被疑事実については、自方が一番よく知つてゐることでありまして、この問題については、だれに聴いてもらえばどういふ

うことがわかるというように、またどういふ書面を見てもらえば、こういふ点が明らかになるというように、これは、一番被告人が知つておることでありまして、弁護人の方は、被告人によつて十分の調査ができるわけであり、なお捜査はやはり原則として密行すべきものであります。これは要するに公共の福祉、被告人保護主義との問題をいかに調和していくかというこの問題にかかつておるわけであり、なお捜査は迅速にやらなければならぬ。さうな点も十分考慮の中に入れておらなければならぬので、検察官の捜査につきまして、できた資料を弁護人が全部調べる必要も起さないとはいやないか。検事の方で証拠を公判に提出する場合におきましては、これは訴訟法の改正案の規定にも明瞭に規定しておりますが、一應被告人なり弁護人なり、あるいは証人の申請をする場合においては、証人の氏名、住所その他ものを弁護人に知らせなければならぬといふわけでありまして、法廷へ出る前に、弁護人の方が十分知り得る機会を與えておるわけでありまして、決して捜査記録を弁護人の方において全部見なければならぬという必要もないと考えるのであります。

のとらぬものとはいくらありましても、一應こういう事案については、どなたか調べおるか。さうして調べておるのが足りないところがあるかどうか。それについて反証を出さなければならぬといふことを、すぐに受諾すると同時に、これは考えられることである。往々民事事件におきましては、準備手続という期間において、準備手続においては、公判廷を開かないで、対座的な原告から請求の原因を陳述し、被告がこれに對して答弁を出していただき、公判を開くというときになつて開廷をするという順序のやり方をやつたことがあるのであります。民事事件においても、さういつたやり方をやりましたが、ほんとうに日時がかりまして、結局さういふ準備手続といふものは、意味をなさぬものだといふことになつて、最近自然止めてしまつて事務手続をとられるようになったのであります。この冒頭陳述というやうなやり方は、アメリカからの法制を受けていると思ひますが、これは準備手続といふやうなことでいくのですか。やはり初めから公判を開くものではありませんか。その点よく理解しかねるので、ちよつとお伺ひします。

○木内政府委員 これはもう準備手続ではなくして、公判手続であります。○明義委員 公判手続でやるとすれば、その証拠物がないうちに初めて公判手続でありまして、公判手続の説明を聴き漏しまつて十分にわかりませんが、公判手続においては、証拠なしで事実調べをやるのであります。○木内政府委員 いわゆる被告人尋問という制度が今度はなくなつたわけであり、○明義委員 そうすると、被告人でも交互に見ておるうちに、陳述を拒まなければ述べてもよいといふことになつておるのでありますから、これは弁解と申しますか、被告の証述となるべき陳述は見ないといふことにして、ある程度それで自由があつたやうであります。○明義委員 自由をた場合、ちよつと條文にあつたと思ひますが、とにかくも被告は調べるにしろ、それによつて被告が弁解とか陳述に對しては調べる機会があるやうでありますから、さういふ場合を一應通過して、それから証拠調べにはいりますのであります。さうすると、証拠調べにはいつた場合に、証拠申請をするといふことは、初めからどういふ証人を調べるか、今調べてあるものが、冒頭陳述で輪廓が出たばかりで、あとどういふ証人を調べるかといふことは、そのときはまだわからないで、次回にきめることになりましようか。○木内政府委員 最初のお話の被告人尋問の点につきまして、言葉が足りないかつかつた点がありますから補足いたします。從來のやうに、最初からまず被告人の尋問を求めて、それから証拠調べにはいるといふ形ではなくして、むしろ証拠調べが主であつて被告人が陳述をしないといふ場合には、むしろ被告人の陳述をさせますし、またその被告人の陳述も、從來のやうにまず最初に陳述しなければならぬといふのではなくして、いつでも述べたいといふときに述べ得る建前になつておるわけであり、○明義委員 証拠調べにはいるときどういふふうにして証拠調べにはいつてま

いりまうか。期日の点はどうなんですか。○木内政府委員 そこで最初に全部をきめてしまふなければならぬといふわけではないのであります。○明義委員 それもさうに違ひない。何もそのときに全部きめなければならぬことはありませんが、さういふやり方のために、たとえば弁護人という立場から申しますと、全然わからないで、その日に申しまして、さういふ証拠調べの段階にはいりましても、どういふ人を調べて、どういふふうにしていくといふことは、検察官側はわかるかもしれませんが、弁護人側はわからない。また裁判所も、ただ検察官の言うところだけで、自分の方ではどういふ証人を調べたらよいかといふことはわからないわけでありまして、ただ検察官だけの証拠調べの申請をやつても、弁護人の方の証拠調べについては、次に延ばしてずつといふという方針ですか。○木内政府委員 その点はむしろルールで詳細に規定されるものと思ひますが、これはむしろ検察官の申請した証人だけを調べるといふやうなことはありませんが、検察官側が提出する証拠書類等については、先ほど申し上げました通りに、弁護人側は、それが法廷に現れる前に、弁護人にこれを見せなければならぬといふことになつておるもので、さういふものは法廷に出る前に、弁護人は十分閲覧することができ、また証人もさういふ証人が出るというときは、あらかじめ被告人または弁護人の方へ知らせなければならぬことになつておるのであります。

から、その点は十分弁護人の方でもあらかじめ承知されて、これに對する対策を講ずるだけの準備期間は十分あると、かように考えるのであります。○明義委員 これはさういふ建て方でいきますと、現在やつておられますやうに、数件の事件をもつておる人が、数件を交互に入れていくといふやり方ではなく、刑事事件をやり始めましたら、そのときにもう着手したら、ずつとこの事件だけやつてしまふといふやり方になるのじやありませんか。○木内政府委員 この改正案の建前は、原則としてはとにかく、なるべく今までのやうに、次回期日までの間に長い期間をおかず、に、接續して進めていくといふ考へ方になつておるわけでありまして、原則としては、今御質問のやうなことになると思ひのであります。○明義委員 そうしますと、どうもそこに証拠を出しておいて、証拠が見れぬことはないかもしれませんが、初めから起訴状についていけないために、かえつてどういふところで予断を抱くのであります。私どもはさういふものが全部ついておつて、それを見て初めてやる。たとえばそれがいつ出てくるから申し上げるのですが、弁護人としてやりますと、なか／＼接續した期間にどん／＼入れてやれず、一月、二月、三月先へはいつてくるというなら相当余裕がありますが、一週間や三日、あるいは極端に言えば今日開廷をして、またさういふやうな場合に、どん／＼原告側である検察官の方は、証拠調べが済んでいきますけれども、弁護人側の証拠は場合によつては遠方から聴き合はせたり調査した

りなければならぬ事実が相当あるの
でありまして、事件を早く進ませる意
味においては、証拠物を出しておくこ
とが早く進むのであつて、そうすれば
公判の期日の変更も許されないという
こともできるし、証拠物の出し遅れも
許されないということができますけれど
ども、こういうふうな状態で進みます
と、公判期日の変更も当然に相当許さ
れなければならぬし、従つて証拠物の
出し遅れも相当に予期しなければなら
ぬと思うのであります。証拠物をつけ
ておくことのために予断を握くという
のは、どうしても解せないものでありま
す。その点をひとつ詳しく御説明願ひ
たい。

○木内政府委員 今明証委員のおつし
やつたように、現在のように起訴する
場合に、検事なり捜査官の捜査記録が
全部ついておつて、それを公判開廷前
に裁判官が読むという事は、かえつ
てこの事件に予断を握くことになる
と考へるものもおかしくないかという御
趣旨のように思われるのであります。私
はさうに考へてはいたく人がある
といふことを、非常にありがたと思
うのであります。むしろ従来事件に現
われまして、弁護人が事件を見られる
場合において、常に検事等の捜査記録
を、裁判所が土台にして事件を審議す
ることがよくないという攻撃を、実は
私の方は常に聞いておりましたし、ま
たこの委員会におきまして、さよう
な御発言もあつたように記憶いたして
おるのであります。なお今回の改正案
におきまして、捜査記録を裁判所へ提
出しないうのは、ただ裁判官に予
断を握かせないといふことは、主要な
目的でありますけれども、そのほかに

捜査官の調べた聴取書等におきまして
も、先ほど御説明申し上げました通
り、公判廷へ証拠として提出できない
ものも相当あるのであります。今回の
改正案によりまして、警察官の聴取書
というふうなものは、法廷へ証拠とし
て提出する場合は、ほとんどないと言
つていくくらいに限定されておるわけ
であります。それで従来のように記録
をつけて出すことになりまして、証拠
能力のないものさへも、裁判所の目に
入れることに相なるわけでありまして
から、従つて公正な裁判をする上にお
いて、むしろ障害になるのではないか
と、かように考へる次第であります。

それからもう一つは捜査記録が全部
出ていないために、かえつて公判が延
びる場合があるのではないかと御心
配であります。そうしてなお検事の
手もとには証拠がいろいろあるが、弁
護人の方はから手で法廷へ臨むわけ
であるから、その準備のために、いわ
ゆる公判期日を接合してきめられるこ
とは、非常に困るのではないかといふ
御心配であります。この点につきま
しては、とにかく大体第一回の公判期
日において、おそらく検察官は最初の
冒頭陳述の場合において、もつておる
必要な証人、調べてもらいたい証人、
あるいは提出すべき証拠物等につい
て、そこで述べておるだろうと思つて
あります。それに基いて弁護人の方
が準備の期間は十分與えられて、次の
公判期日が定められることになるだろ
うといふことを私ども考へておるわ
けであります。

人を公判廷に直接喚んで尋問するとい
うことが、この訴訟法の建前になつて
おるのであります。証拠物が法廷へ
出るといふ場合は、むしろ附屬的なも
のになつておるわけでありまして、そ
れからなおいゆる法廷に出たものは、
すなわち証拠能力があるわけでありま
すが、その証拠能力のあるもののみ
によつて、裁判所が判断をしていくと
いうことになつていくわけでありまし
るから、御心配のような点はなくなる
のではないかと考へる次第であります。

○明証委員 どうもそういうやり方で
いきますと、私どもが実際法廷に立
つた場合に、現在の刑事訴訟法のやり
方ですから、期日の変更というものは、
相当免れないのであります。それから
被告人からいろいろなことが聴けるじ
やないかといふことであります。けれ
ども、実際においては刑務所へ会いに
行くといふにしても、一日を要する
といふふうになつてきておるのであり
ます。朝も早く行かなければならぬと
いうような実情であります。しかも相
当遠い辺鄙なところに刑務所があると
いうところは、ずいぶんあるわけであ
りまして、かえつて事件の進行を妨げ
るのである。また証拠物にならない
ものがかりにありまして、事件を觀察
する上において、犯人をとらえたとき
の調書にいたしまして、そのときの
事情を調べた被害者からの陳述書とい
いますか、調書等にいたしまして、
すべてやはり事件がどういふ成立か
ら起つてゐるかといふことを知るため
に、事件を処理するために見ておかな
ければならぬ書類でありまして、私ど
もが事件を頼まれても、忙しい場

合は、現在の制度といたしましては、被
告人に極端に言へば会わなくても、裁
判所にある記録を全部写させれば、そ
の記録によつて全部を知ることができ
るのであります。事件の起つた時分か
ら、証拠となるとならざるを全部見る
ことができる。そうして被告本人の事
件の關係を聴けばこれで十分に処理が
できる。裁判官も私はさうだと思つて
います。そういうものを見ておいて、初めてそ
の証拠はどういふふうにかくか、これ
を採用するかしないかといふことも、
そういうものがわかつていなければ裁
判官としてもわからない。どうしても
私はむりにこういう制度をやらなくて
も、つけておいて予断を握くと言つて
も予断の握きようはない。事件を見
て、なるほどこういう事実があつたか
といふことで、それに疑念があつた
ら、その疑念を一層掘り下げて調べる
という態度に出るのであります。私
どもはどうしても公平の原則に反しな
い証拠物、あるいは陳述書被害者の申
出、聴取書等もつけておいてしかるべ
きだと、私は考へるのであります。こ
の点については、どうしてもこうい
うやり方ではないと、当局は新しくない
のだという御意見であります。どうか

○木内政府委員 私は御説もつとも
と思つております。現行法は大陸法
の法系を継いでおり、改正案は英米法
の法系を継いでおるのであります。私
はいずれも一長一短があると思いま
す。殊に私どもは従来から大陸法にな
れてゐるために、一層大陸法に非常な
執着をもつてゐる次第であります。従
つて私どもが昨年末につくり上げた刑
事訴訟法の原案は、どうしても古い頭とい
うか、従来のなれた制度に重きをおい

て原案ができたわけでありまして、
しかしながらいろいろ折衝の結果、こ
の改正案のよき案になつたわけであ
ります。私どもはこの改正案ができ上
りまして、これをいろいろ見ますと、
私は現行刑事訴訟法の方が、むしろ欠
陥が多いのではないかと、改正案の方が
基本的人權を擁護する上において、は
るかに至れり盡せりのものであると考
へてゐる次第であります。

○明証委員 それはあなたはおつくり
になつたのだから、悪い法案だとはお
つしやらないでしよう。これくらい
いふ法案はないと考へられるかもしれ
ませんが、私どもは實際を尊ぶのであり
まして、空理空論、理想論ではいかぬ
のであります。これは實際やつてごら
んなつたら、一、三年もすると、あ
んなつたことをこしらえておいてい
けなかつたなといふことが、おわかり
になるのであります。どうしてもこれ
は實際に合うように、ぜひお願いした
いと思つてあります。その点は今
少しお互に研究することにいたしま
して、次に二百五十六條の起訴状に
は、訴因を明らかにしなければなら
ぬ。こう書いてあるようであります
が、この訴因という言葉は、わかつて
いるようでわからないような氣がいた
しますが、どういふ意味に承つたらら
うしいのであります。どうか。
○野木政府委員 訴因といふのは、新
しい言葉でありますけれども、要する
に一つの社会的事実としての犯罪
現象がある。それを一つ法律的に構成
しまして、たとえば刑法二百三十五條
窃盜をやつたとかいふように法律的に
構成した事実、それを訴因。ですから
ある物をとられたといふ場合におきま

して、あるいは暴行を伴えば強盗、暴行を伴わなければ強盗となるのであつて、しかも社会的には一つの同一性があつたといふ事実は、今まではそれをたゞ強盗罪として起訴しておれば、あるいは強盗罪として起訴しておれば、事実の同一性の範囲内では、裁判所はあるいは強盗罪にする、あるいは強盗罪にするといふことができたわけであり、それが被告に防衛の心構えを得させる点において欠ける点がある、すなわち二百三十五條の強盗に該当する事実として起訴したならば、それを起訴したならば、その起訴をあげて起訴したならば別な起訴、たとへば強盗といふ認定はその起訴を變更しなければできない。そういうことを現わすために、訴因という觀念を入れてきたわけであり

○明徳委員 もう一つここで大きな問題は、起訴の問題だと思ふのでありますが、これを少し伺いたいのではありません。起訴の場合には、事後審であつて、覆審を採用してないといふことである、休裁より二審という今までの事実調べが取除かれたように思われるのであります。この一審の場合の調書の作成は、書記に取調要領を書かせるようになつておるようであります。そうすると要領といひましても、これはいろいろあるものであります。事件の要領を書いたものをつとめておくだけあります、事実調べるに際しては、調書の書いたものが基本となつて動かすべからざるものとなつて、將來その点についての問題が覆審せられない結果、

結局起訴審といふものが事実上はなくなるやうなふうに見えるのであります。破棄する場合もあるし、いろいろ書いてはありますけれども、事実審理がないといふ点において、一審の方の書記の記録といふものは止めて速記録にでもなるならば、あるいはどうかと思ふのであります。この点については、費用等がかかるので、これは事実審が再審されない結果の用意はどういうふうにお考えになつておりましたか、その点を伺いたいのではありません。

○木内政府委員 御質問の点は、これはいろいろ誤り傳へられてゐる点があるのではないかと、私も実は考へるのであります。とにかくこの改正案は事実審理は一審だけだ、もう起訴で事実審理をやるといふことはやらないのだといふふうに、いろいろ誤解が傳つておるのではないかと思ふのであります。ただ問題は從來のやうな覆審制でない、このことは事実でございす。それは第一審では從來の訴訟手続とは違ひまして、先ほど來御説明申し上げます通りに、非常に丁寧になつてゐる次第であります。そこで從來のごとき手続とは違つておるのであつて、それで同じやうな手続をまた二審でやるというところは、まず第一の問題といひましても、先ほど申し上げましたが、この公判において判事にあらかじめ予断を抱かせないやうにとしようといふのが、建前になつております。この、起訴審にいきますと、全部記録になつておるわけでありまして、二審と一審と同様の審理方法は、今日意味をなさぬといふことになつてくるわけでありす。それからまた從來の覆審

制であります。また公判中心主義で、しかも証人を公判において直接調べるといふことが建前になつておるために、起訴したために、非常に遠方から関係者を呼ばなければならぬといふやうなこともなつてまいつて、非常な手数と迷惑をかけることになるのであります。さうな点も考慮いたしまして、しかも裁判それ自体を誤りのないやうにさせたいといふ建前から考へ出したのが、この改正案の起訴審であります。ところが變つています。これは、從來はただ起訴すれば起訴しつぱなしで、それからあらためて裁判所が審理するわけでありましたが、今度はその前に起訴趣意書を提出しなければならぬわけでありす。ところが必ずしも起訴趣意書にとらわれておるわけではないのであります。三百九十二條をごらんいただければ、まずこの点が明瞭になると思ひますが、「起訴裁判所は、起訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならぬ。」これはもちろんであります。第二項は「起訴裁判所は、起訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職権で調査することが出来る。」この三百七十七條以下をごらん願ひますれば、三百八十一條のごときは「刑の量定が不当であること」を理由として起訴の申立てをした場合には、起訴趣意書に、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証人に現れてゐる事実であつて刑の量定が不当であることを信するに足りるものを援用しなければならぬ。」といふことが規定してあります。結局量刑不当の問題も、起訴趣意書に書いてなくとも、こ

の点についての調べができるというこゝになつております。それから三百八十二條は事実の誤認の場合も、起訴趣意書に書いてなくとも、職権でこれを調査することが出来る。あるいは三百八十三條の場合のごとく列挙してある場合においても、職権で調査ができる。少くとも起訴趣意書に限定したといふ趣旨ではないのであります。それからまた三百九十三條をごらん願ひますと、「起訴裁判所は、前條の調査をするに於て必要があるときは、職権で事実の取調をすることが出来る。」といふことを規定してあるのであります。そこでかような規定の運用を考へてみますならば、決して事実調べは一審だけだといふ趣旨でないことも御了解できると思ひます。なお起訴趣意書といふものを出させるから、起訴趣意書の範囲内だけしか起訴審ではやらないのだといふのではないんだ。ただ從來と違つたところは、起訴すればそのまま事件が起訴審に移つて、初めからやり直すといふのではなくしてまず起訴趣意書を提出して、その点を明らかにして、その便宜を與えるといふことが、一つ中へはいつてきたといふことが、變つてゐるだけでありまして、起訴審になつたら事実調べは何もやらな

いのだ。ただ起訴趣意書に書いてあることだけの範囲で調査して、起訴棄却をやるとか何と云ふやうなものではないのだといふことの御了解ができると思ふのであります。

○明徳委員 そうしますと、三百九十二條の第二項に「起訴裁判所は、起訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職権で調査することが出来る。」とあるのは、調査することを要すと解釈するものであります。「が出来る。」と書いてあるが「を要す。」と解釈するのだといふことなら、それではよろしいんです。が、「することが出来る。」といふことは、やつてもやらぬでもないといふことだと思ふのであります。

それから第三百八十一條の規定は、「刑の量定が不当であること」を理由として起訴の申立てをした場合には、起訴趣意書に「云々」とありますが、これは第一審の取調の段階そのものを基礎として、刑の量定がどうであるかといふことを考へるべきものである。今の制度ならば、そういうふうな刑の量定が不当かどうかといふ問題があつた場合には、再取調をして、初めて刑の量定が不当かどうかといふ問題が起つてくる。この刑の量定が不当かどうかといふことは、今のやうに調べ直してみなければわからぬのじやないですか。一審でやつた、今までやつたことをそのまゝ考へて、刑の量定が不当かどうかでないかといふことを考へるのである、意味をなさないと、私は思ふのであります。その点はいかがでござい

ますか。

○野木政府委員 ただいまの点についてお答え申し上げます。まず刑の量定が不当であるかどうかといふ点につきましては、この案の考へといひましても、第一審に全訴訟の重点を集中するといふことが、一つの建前になつております。現行法のように一審で事実を取調べる。起訴審へ行つてまた再度詳しく調べる。起訴審へ行つてまた取調べるやうなことは考へ

にして出せば、裁判所は多少それらも斟酌してゐるほどこれらの証人を調べたならば、原判決がもつと不当であるかどうかということがわかる。そういう心証に達すれば、それを職権で調べてみようということになつて、運用上は非常に適切にいくものと考えております。

○明禮委員 なるほど御説明はそうですが、一審で取調べた点について、こういう改正法のやり方では、一審の取調べだけで、それを基礎にして控訴へいった場合に、今までの調査というものを基礎としてすべていくのであつて、それから後の問題は、今のようにな事實調べを要するような場合には、さらに事実調べができるということがはつきりここに同われるものが欲しいの

であります。今の御説明によると、刑の量定という場合には、必要に應じて控訴裁判所は職権で事実の取調べをすることができると言われますけれども、ある條件を伴う場合が相当多いいのでありますから、刑の量定不当といふ場合には、控訴審においては取調べることを要すところとあります。あるいはそういふことは、

ことばを述べたなりかといふことは、
 することができるといふことで、や
 てもやらぬでも、見方でありまして、
 から、いろいろの疑問が起つてきや
 ないかと思う。それで一般に事後審
 という今の改正法のやり方からい
 事実調べといふものは、一回やれば
 付けられないように、一般にどうも
 される余地があると思います。

○野木政府委員 先ほどの説明に
 ことばを述べたなりかといふことは、

少し補足いたします。刑の量定の点で議論が続いておりますが、例にあげて

ければならないことになりす。不当であるかどうか疑わしい場合は、証拠を調べなければならぬことになるわけでありす。

○明證委員　そこら私らの考え方が違ふ。不当だと思つたら調べなければならぬといふ言われるのでありますが、調べてみて、初めて不当か不当でないかがわかる場合が多いのでないかと私は思う。實際は書面でもつてもなかなかこれは問題のあることであります。裁判所がそういう考えをもつて判決するのであつたら、ごういう証人があるのだという場合が相当多いのであ

ります。そのときには、この証人を連れて来てもらいたいということが実際に往々あるのでありますが、今申したように、刑の量定が不当だと思えば調べるといふが、調べてみなければほんとうはわからぬ、そこで本来轉倒してくまわけです。事実調べといふことは、原則として控訴審においてしておかぬものと、量定が不当かどうかということに依つて、場合が多々ある。と

よくわからぬのが多いのである。ところがこれによると、結局刑の量定が不当と思へば調べる事ができるし、間違なければ調べるでもよいのだ、今すぐ調べたことによつてやつてみたところ、どうも不当か不当でないか、実際くわからぬわけでありますね。前提してわからぬから調べる事ができる。調べることもできるがめんどい。調べぬことにしようということは

よくありがちであつて、かわいそう
のは被告である。私どもが事実審理
拔けておる、大事なことが抜けてお
というのはそこにある。逆に考えて
ただきたい。

○野木政府委員　そこがひとつは根

7

7000

[illegible]

2

当該という趣旨が控訴趣意書に出てくることになるわけであります。そうしますと、この三百九十二條で「控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならぬ」ということになつて、裁判所としては、刑の量定がはたして不当であるかどうかという点を、必ず調査しなければならぬ義務を負うわけであります。そこで原訴訟記録及び原裁判所の取調べた証拠などを全部精細に調べてみて、しかも刑の量定がまったく正当であるという確信に到達したときには、公訴を棄却するということはあります。そうでなくて、どうも不当であるという疑いをもつた場合には、はたして不当であるかどうか、不当であれば破棄しなければならぬのですから、それを調べるために三百九十三條において「控訴裁判所は、前條の調査をするに必要があるときは、職権で事実の取調をすることが出来る」ということになりまして、職権で事実の取調べをする。要するに裁判所としてはいさゝか疑いをもつたならば、はたしてそれが不当であるかどうかという点を確定しなければならぬわけでありまして、その確定をするために、原調査だけでは足りない、何らか他のものを調べてみなければならぬという場合には、事実の取調べをして不当であるかどうかという点を確定する。そういう目的のもとに証人を取調べるということもできます。ただこの場合において、被告人側としましては、原審理において、少しも申立をしなかつた、何にもしなかつた、新しい証拠物取調べを檢事として請求するといふことは、この法案では考へてお

りません。ただ裁判所で職権の発動を促すという意味において、新しい証拠、全然証拠申請をしなかつたというふうなものについては、別に控訴趣意書に書くなり、適宜な方法で職権の発動を促すといふことはできます。裁判所が見まして、原審理においては、それを調べてみなければ、原判決の不当はわからぬ、そういうふうに認めた場合には、その証人を当然調べる。そういう運びになると思ひます。それから先ほどの証人の逃げておるといふような場合においては、ただ時の問題でありまして、現在のようないくつかの判決をするときも結局その証人が出てこなければ同じことになるのでありまして、それはある時の区切りの問題で、同じような問題が現在でもやはり生ずるのではないかと存じます。

○明禮委員 ただいまの三百八十一條の御説明を聴きますと、これは今までの調べたことを基礎として、刑の量定が不当であることを理由として、控訴の申立をした場合といふ、そこに續いて書いてあります。原裁判所において取調べた証拠に現われておる事実であつて、「刑の量定が不当である」とを信ぜざるに足りるものを援用しなければならぬ。と書いてあるのを見ると、今まで調べたことを基礎として、そういうことを書いてあるの、それを援用しなければならぬといふことだけで、この書いてあるところをすなおに見れば、三百九十二條によりまして「控訴趣意書に包含された事項」といふことがありますが、包含された事項は、これを調査しなければならぬ、こういうこと、その次に「控訴裁判所

は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に關しては、職権で調査をすることが出来る。これは新証拠を提出することができるといふたものがないのであります。三百九十三條でも「控訴裁判所は、前條の調査をするに必要があるときは、職権で事実の取調をすることが出来る。」この今までの控訴趣意書といふことを、三百九十二條にもちゃんとあつてあるの、そうすると、今まで調べたことに基いて、極端に刑の量定が不当だといふことがつきりしておる場合がないとは言へません。極端にひどいといふこともあるかもしれませぬが、それよりもこれは一應陳述したことを聴いてみるという証人があり、どういふことがあつたか、なるほど書いてきたところを見ると、なるほどこの事実があれば、量刑が不当である。たとえば今申しました事案のようないくつか、そういうことで新証拠を採用するといふことであつたか。それはどこに書いてあるといふのであります。そのところがわからぬといふのであります。

○野木政府委員 お説のように、三百八十一條におきましては、原裁判所で全然証拠の申請をしない、原裁判所の訴訟記録に全然その片鱗さえも現われていない、そういうような意味の新たな証拠といふものを正式に控訴趣意書に援用して刑の量定が不当であるといふことは、三百八十一條の關係では言へませぬ。従つて控訴審に事件がいく途は、割合狭くなつておりますところが一つその門を通り越して中へはいりますと、非常に部屋が廣く開いてい

る、そういう形になつております。従つて今申し上げたように、たゞ／＼新証拠のものでも、それを裁判所が見まして、なるほどこれを調査すれば、原判決の不当がはつきりする、はたして不当であるかどうかといふことが決定できるというやうな場合には、三百九十二條、三百九十三條によつて、職権でその取調べをするということが出来る。しかし被告人側は權利として、第一審において十分に盡すべきものであつたのでありますから、權利としてはその取調べを請求することができない、そういうことになりす。もつとも再審の自由とか、そういうやうな場合は別となりまして、刑の量定の關係においては、ただいま申し上げましたやうな關係において、この案はなつております。

○明禮委員 どうもこの点は野木政府委員から説明を十分していただきまして、納得がいまさらながら、これは一つ懸案として、たとえば今申し上げた事例におきまして、証人が逃げておつて判決がきよであるの、その判決の控訴期間中に帰つてきたといふ場合、逮捕されたといふ場合に、事實は話をしておりますけれども、おそれるやうな人間があつて、こういうことをしたのだといふことは書いてありますけれども、証拠申請はしていません。逃亡して實際いないのですから……逮捕されつたといふことも、檢察廳との間に話をして、事情は明らかになつておりますけれども、記録にはそんなことは書いてありません。証拠申請もしてありません。これは一例ですが、そういう場合に、趣意書に第一審の記録そのものを

もつてくるならば、これはどうにもしようがない。そういう例ですが、ほかにもいろいろの場合に控訴審として方証拠を出すことができぬといふことになりまして、これはこの法案の一大欠陥ではないかと思ひます。

○野木政府委員 ただいまの御設例のやうな場合は、たれ某といふことがわかつておる場合でありますから、その場合には一番でそのものを証拠申請をしてあげば、それが結局記録に現われますから、當時いなければ調べることができないといふことも、記録に留まつてゐるから、控訴審でそれを援用することはできると思ひます。

○明禮委員 そういう場合もありまして、やうが、ふつうのときには困ると思ひます。これは懸案にしておきましよう。どうも今まで承つた御説明では十分に思ひます。

もう一つ承りたいのは、三百七十六條に「控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に提出しなければならぬ」と書いてある。この裁判所の規則で定める期間といふのは、どういふことになるでしょうか。控訴趣意書を出さなければ棄却されたりする條文が後に出てくるやうですが、控訴趣意書を土台として、上告趣意書と同じやうな取扱いを受けるのと、裁判所の規則で定めるといふのは、どういふ意味になつておりましたか。

○野木政府委員 その点は、控訴の提出の期間の方は、控訴提起の書面を出せばそれで簡單でありますから、これは十四日とはつきりきめてよいわけでありまして、控訴趣意書の方は、裁判所が充実にしまへば、記録が早くで

きるし、書記なども充実していないと
作成も遅くなる。そういう点がありま
すので、憲法の規定に従つて、裁判所
の規則が合理的に定められるという
ことを予定して、「裁判所の規則
で定める。」といったわけでありま
す。

○明徳委員 その裁判所の規則が合理
的に定められるというのは、どうい
うことですか。そこはどういうものが
出てくるのか、私も一つの腹案もない
のでありますが、腹案を示していただ
きたい。ただ裁判所の規則が合理的に
できるだけではちよつとわかりかね
る。

○野木政府委員 ただいま私どもの承
知しておるところでは、最高裁判所
におきましては、規則制定委員会とい
うものがありまして、学者、弁護士、裁
判官、検察官、たしか国会の方も加わ
つておられまして、規則制定委員会と
いうものができております。そこに案
を示しまして、そこで答申になつた案
を尊重してルールをきめる、そういう
仕組みになつておりますので、裁判所が
まつたく独善的に自分だけできめると
いうことはしない仕組みになつておるこ
とから、その点はあまり御心配になるこ
とはないと思ひます。

○明徳委員 心配要らぬとおつしやる
が、私も大変御心配になるものであり
ます。というの、どういふわけかと
いうと、一定の期間の長短によつては
間に合わないことがある。ですからど
ういふようなものを定めてどういふ
うにおやりになるか。出しても出さぬ
でも、少しくらい遅れてもいいといふ
ような廣い期間になるのでしょうか。
どういふことになりましか。後の方

趣意書を出さなければというので、い
ろいろな問題があるようですが、どう
いふふうにお取扱ひになりますか。

○野木政府委員 その点は何分規則制
定委員会できめることであります。か
ら、あらかじめここでこうなるにきま
つておるといふことでも申し上げら
れませうけれども、ことを合理的に考
えてみますと、一應の法定期間であり
まして、おそらく今の交通事情などを
考へまして、非常に特殊な場合に、そ
の汽車が遅れたというような場合に
は、期間回復というよう規定も役
することになるのじやないかと思ひま
す。というのは、現に最高裁判所にお
きまして、今の訴訟法のもとにおきま
しても、びたりと上告趣意書を提出す
る期間がきまつておるわけでありま
すけれども、それを何とかして救済して
おるといふ部もあるようでありましか
ら、實際決定するところは、おそらく
そういう方法になつていくのではない
かと思ひます。

○明徳委員 これはあまり穿ち過ぎた
話であります。法定期間といふもの
がきまつて、これを出す場合に、出
なかつたらば、これに対する不利益な
問題が起る條文がある以上は、この点
についてはこの法案をもし急いでおや
りになるとするならば、おおよそどう
いふものをつくるのであるといふ腹案
は、お漏らしになる必要があると思ひ
ますから、どうかそれまでどのくら
いな猶予期間を與えらるやうなもの
ができるのか、ぜひその内容をお示し
願ひたいと思ひます。

もう一つ、公判期日の変更は、なか
なかむづかしいように書いてあるよう
ですが、どういふ意味になるのであり
ましようか。公判期日を変更するとき
のやり方については、二百七十六條に
「公判期日を変更するには、裁判所の
規則の定めるところにより」と書いて
ありますが、これはどういふところが
ねられておるのであるまいしょうか。そ
れをひとつ御説明を願ひたい。

○野木政府委員 この二百七十六條
に、公判期日の変更について嚴重な規
定が設けられました趣旨は、本案にお
きましては、証人の尋問といふこと
は、今の訴訟法よりもずっとたくさん
になるというのを予定して、一
旦期日をきめてそれが自由に変更にな
ると、証人などに非常に迷惑をかける
場合も多くなつたりしますので、それ
らの点を考慮して、一旦きめた期日は
丁重な手続によらなければ変更できな
いといふようにしたわけでありましか
ら、この第二項の「裁判所の規則
の定めるところにより、あらかじめ、
検察官及び被告人又は弁護人の意見を
聴かなければならない。」といふところ
の裁判所の規則、これはたとへば意見
を聴く方法、書面によつるか、さうい
うな方法などもこれできめる。この
規則は要するに細則的な点になると思
ひます。一例をあげればさういふこと
になると思ひます。

○明徳委員 要するに診断書が何かあ
れば変更をするといふことになるのか
もしれませんが、弁護人なんか制限さ
れておつて、複数弁護人の場合には、
だれか出るのだから変更しないといふ
やうなことになるまいし、また
診断書によつても、よく行われておる
いい加減な診断書じゃいけないといふ
ことになるのか。これは私が先ほど申
しました控訴の問題、あるいは一審の

起訴状の問題、すべてに関連して、こ
の公判期日の変更はなるだけしないよ
うに弁護人側もすべてが協力しなけれ
ばならぬ問題でありますから、これは
私も非常に厳格にやる必要もあると
思ひます。また厳格にやり過ぎて融
通がきかなくとも、まことに困りはし
ないかといふ点もありますから、この
点も裁判所の規則といふものはどんな
やうなことを考えられるかと、これを
上げられる時分までには漏らしてい
たが、だいたいこの通りであります。ほかに
も質問される方があつたやうですから、
私は總括的の質問を一部留保いたしま
して、これできようは打切ることにな
いたします。

○井伊委員 石川金次郎君。
○石川委員 一編八章の被告人の勾留
について質問いたしたいと存じます。
被告人を勾引いたす勾引状の執行と勾
留状の執行であります。被告人を勾
留いたしますときに、六十一條に、被
告事件を告げてしなければならないと記
載してあります。それから勾留状には
公訴事実の要旨を記載しなければなら
ぬ、さうして勾留状の執行にはこれを
示さなければならぬ、こつ言つてお
ります。公訴事実の要旨を記載する
といふこと、それから被告人に対して
被告事件を告げる、これはどういふ必
要で、これをやるのであります。現
行法にあるからやると言われるのであ
りますか。

○野木政府委員 これはもつぱら趣旨
をいたしましては、被告人の利益のた
めで、被告人が自分は一休といふ事
実について取調べを受け身体を拘束さ
れるのかといふことを知らなくては、
その防禦を盡すことにもなりませんの

で、被告人にその点をあらかじめ知ら
しておく。そういう被告人保護の趣旨
に出ているのであります。

○石川委員 そうするとこれらの規定
は、勾留されている被告人が、何ゆゑ
に勾留されるかという理由を示すため
でありましようか。

○野木政府委員 どういふ犯罪を犯し
たという嫌疑に基いて起訴されるか、
その犯罪事実を示す、さういふ趣意で
あります。

○石川委員 犯罪事実を示すといふこ
とは、君はさういふ事実で勾留するの
だといふ、勾留理由を示すことになら
ないのですか。勾留理由を示すもので
ないならば、ないでもよろしゅうござ
います。勾留理由を示すためにこれ
を記載してあるとおつしやるならば、
それでもよいので、どちらでもよい。
これを明瞭にしたい。実は、
あとの勾留理由の開示と、憲法の三十
四條の問題を含んでまいりますから、
これをばつくりお伺ひしておきたい。

○野木政府委員 この点は憲法に「理
由となつてある犯罪を明示する令状に
よらなければ、逮捕されない」といふ
規定がありますので、この規定を承け
まして犯罪事実を示す。たとへば六十
四條などは、公訴事実の要旨を書く。
さういふ趣旨であります。

○石川委員 さらに御聴きたいです
が、憲法三十三條に「犯罪を明示する
令状」とある。こついふ意味で、今の
規定はでき上つておるのか、三十四條
の規定に基いてこれを示しておられる
のか、この点をひとつお聴きしておき
たいのであります。

○野木政府委員 この勾引状、勾留状
の記載要件としての勾留事実を書く

いう点におきましては、これは「理由となつてある犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」とことになつておるので、これによつておるわけでありまして、次に「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を與へられなければならない」という規定を受け、拘留又は拘禁されない」という規定を受けましては、あとの方の七十六條、七十七條等の規定があるわけでありまして、

○石川委員 そうすると第六十一條の「被告人の拘留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをする」とかできない。「これは拘留であります。拘留を例にとりまして、第六十一條といふのは、被告人に被告事件を告げるといふことの理由であります。どういふ理由でこれを告げるのか、お前はさういふことで拘留されたのである」といふ理由を示すために告げるのか、さうでなく、現行刑事訴訟法にもこの趣旨の規定がございまして、それを受けておられるのか、これをまずお聞きしておきたいのであります。

○野木政府委員 拘留につきましては、六十一條と七十七條、これを合せて憲法の三十四條の要件を充足する、さういふ趣旨に考へております。○石川委員 ところがこの規定であります。すでに前の現行刑事訴訟法にも記載されてあるわけでありまして、ところ憲法三十四條でこれをきめました理由は、新しい理論に基かなければならぬと思ふのであります。さういふ点についての御配慮はどこに現れておりますか。また必要なし、これで十分足りると思ひでしようか。

○野木政府委員 勾引状、勾留状に拘留事実を書くといふことは、現行法にはございまして、應急措置法も、明文ではつきりしておりませんけれども、運用上はさうしておりました。六十四條でその点はつきりしました。なお拘留につきましては、六十一條と七十七條、それから勾引につきましては七十六條、これで憲法の「何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を與へられなければならない」という規定が、拘留又は拘禁されない。すなわち勾引の方は拘留、勾留の方は拘禁、一應さういふふうにあてはめまして、この規定で憲法三十四條の前段の方は賄ひ得る、さういふ趣旨であります。

○石川委員 そうすると今おつしやつた條文で何ゆゑに拘留されるかといふ理由を告げたといふことになりました。ならば、その八十二條の拘留の理由の開示の請求であります。これはどういふ必要に基いてなされたのであります。すでに拘留の理由がわかつております。わかつておつてさらに拘留されておる被告人の請求によつて拘留の理由を示さなければならぬとされまして、大根拠は、何でございましょうか。

○野木政府委員 それは憲法三十四條後段におきまして、「直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」といふことがありますので、公開の法廷で示せといふ憲法の要求を満たすために、八十二條以下の規定を置いたわけでありまして、

○石川委員 そこで問題になつてくるのであります。憲法三十四條の「何人も、理由を直ちに告げられ、これは

第一番の理由、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を與へられなければならない」という規定が、拘留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。といふことは、拘留せられた場合をいふのであります。拘留前においては、すでに弁護人がついて、要求があつたならば、公開の法廷においてこれを示されなければならないといふのであります。この制度を確立しておかなければならぬといふことになりはしませんか。

○野木政府委員 憲法三十四條の後段は「拘禁されず」とありまして、これは勾引の場合は一應含まない、拘留の段階に入つてからといふことに解しております。それから「要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」といふのは、拘禁前に公開の法廷で示されなければならないといふ趣旨でなくして、拘禁後でもよろしい、要求があつたときにこれを示せばよい、さういふふうに解しております。

○石川委員 そうすると、拘留の理由を聴くことは、二度聴けるということになるのですか。二度聴いて、片方は公開の法廷で聴けるから、特別の意味があるといふことになるのですか。

○野木政府委員 後段の方は、公開の法廷で示すといふ点に、非常に大きな意味があるのじやないかと思つております。

○石川委員 当初の御説明によれば、拘留するとき犯罪事実を告げるといふ

ことが三十四條を受けての規定であるといふ言われておる。さらに後段として、すでに拘留されてからさらに開示する必要がある。これはどういふ利益があるだらうか、憲法の予測してありますところは、これは三十四條の読み方でありまして、まず拘留及び拘禁の条件をいまして、理由は直ちに告げられること、弁護人を依頼する権利が與えられること、さうしてそのときに、もし要求があつたならば、公開の法廷でこれを示さなければならぬのだといふことが条件になつておるのであります。さうではなくして、あな

たの御解釈の通り、拘留されておるのだ、拘留せられてから、その理由を明らかにしてもよいといふ主張だとすれば、どういふ利益があつて公開の席上でさらに開示しなければならぬのか、その点伺います。

○野木政府委員 被告人をあるいは勾引し、拘留するその段階のつど一應告げておられますけれども、それだけでは一般の公開された場合でなくして、はだして告げたと言つても法廷に告げたかどうかといふことがわからないのみならず、被告以外の者にもわからない、さういふ二つの意味におきまして、一つは公開の方で、まづたつて何人でも出席できる公開法廷で示すことは、被告にとつては非常に保障になるか、また被告人以外の者も、どういふ理由で本人が拘留されておるか、さういふ理由を公開の法廷で知るといふ点には、非常に被告人の人権を保障する点において、格段の相違があるのではないかと存じております。

○石川委員 今度は保釈の点について聴きたいのですが、八十八條の保釈

の規定によりますと、保釈をしなればならない原則を立てておるようですが、その通りでありましょうか。八十九條の特別の場合を除いた以外は保釈は絶対にすべきものであるといふ考え方に立つておるようでありまして、さう承知して差支えないでしょうか。

○野木政府委員 さうであります。○石川委員 實際問題といたしまして、拘留せられまして、ただちに保釈請求もなし得るのであります。その場合であつても、保釈は絶対にしなければならぬといふ原則に立つておるのですか。

○野木政府委員 公訴提起後のつまり被告人になつてからの保釈については、お説の通りであります。ただ公訴提起前のいわゆる被疑者時代の拘留につきまじては、念のために申しおきますが、保釈の規定を適用しないといふことになつておるもので、保釈といふことはなく、檢察官の裁量処分、必要がなかつたら隨意釈放するといふ規定になつております。

○石川委員 そこで八十九條の四であります。これは「被告人が罪証を隠滅する虞があるとき」とあります。これは「虞があるとき」といふことの考へ方は、裁判官に許されたことでありまして、裁量に任されたことと考へるべきか、ほとんどさう罪証隠滅のおそれがあるのだと、さうしてしまふ、いつでもできないことになつておるものであります。立案者として、この場合を考へられたことを、ひとつ御説明をお願いいたします。

○野木政府委員 この点はもつぱら裁判所の認定にかかるとのことであることは、お説の通りであります。ただこの

規定をおきました趣旨といしましては、結局は裁判所の健全なる合理的の運用にまつところ、非常に多いことになるわけでありますが、いやしくも罪証を隠滅するおそれがあると認めた場合には保釈は許さない、そういう結論になります。その場合といしましてはたとえ他に共犯関係があるとかいうような場合が、実際問題としては多くあるのではないかと思います。それからなお被告人に黙秘権があるというこの訴訟法の建前から言いますと、罪証隠滅というようなことが、実際の運用においては、現行法と大分違つてくるのではないかと考えております。

○石川委員　それではまず今日はこれで終つておきます。

○井伊委員長　今日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

〔参 照〕

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

民事訴訟用印紙法、商事非訟事件印紙法により訴状などに貼用する印紙の額については、明治四十四三年の法律改正により極く少額の増加を見たのみで、何らの変更もなく今日に及んでいる。しかるに最近の物價高騰は著しく、終戦前に比較すると、公定價額において六十五倍、実行價格においてはその数倍にも達している。しかしながら司法制度の理想としては、当事者の経済的負担を最小限に止む

べきである。よつて現下の物價事情並びに財政状態に照して、この印紙額に適當な改正を加え、実情に適當するように本案を提出している。

二、議案の可決理由

本案は、その内容を見ると訴訟金額と印紙税額とを事務的見地から分類したものに過ぎない。よつて内容を妥當と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月十九日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十一月一日印刷

昭和二十三年十一月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局